

議案第72号

東京都板橋区立熱帯環境植物館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立熱帯環境植物館条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立熱帯環境植物館条例（平成16年板橋区条例第51号）
の一部を次のように改正する。

第18条第3項第1号中「別表(3)の表及び(4)の表」を「別表」に改める。

別表(1)の表一般の項中「260円」を「360円」に、「210円」
を「290円」に、「1,300円」を「1,800円」に改め、同表
小学生・中学生及び65歳以上の者の項中「及び65歳以上の者」を削
り、同表に次のように加える。

65歳以上の者	180円	110円	900円	900円
---------	------	------	------	------

別表(2)の表を次のように改める。

(2) 施設の使用料

利用区分	第3条第1号に掲げる施設	第3条第2号に掲げる施設	第3条第3号に掲げる施設	第3条第4号に掲げる施設
講習会、写真展その他これらに類する催物のための利用（1時間につき）			2,000円	2,000円
映画、ビデオ又はテレビの撮影のための臨時的な利用（1時間につき）	13,300円	14,300円	11,600円	13,300円
写真の撮影のための臨時	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

的な利用（1時間につき）			
--------------	--	--	--

別表(3)の表及び(4)の表を削り、別表備考2中「又は(4)の表」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表(1)の表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表(2)の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立熱帯環境植物館の管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

入館料及び使用料の額並びに利用料金の上限額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。